

令和4年度第2回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会議事録

1 日時：

令和4年10月12日（水）10時00分～11時05分

2 場所：

千葉市教育委員会事務局 教育委員会室
（千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー12階）

3 出席者：

（1）委員

近藤葉子委員（会長）、宮野モモ子委員（副会長）、中野智輔委員、栗屋仁美委員、伊藤孝明委員

（2）事務局

ア 生涯学習部

佐々木部長

イ 総務課

山田課長、志賀課長補佐、猪飼主査、中台主任主事

ウ 生涯学習振興課

内海課長、土肥課長補佐、積田主査、寺村主任主事

4 議題：

（1）千葉市公民館の指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

（1）千葉市公民館の指定管理予定候補者の選定について

申請者の提案内容の形式的要件審査において失格とする事由はない旨を確認し、千葉市公民館の指定管理予定候補者の選定に係る各委員の事前審査の結果等について事務局から説明後、提案内容に対する質疑応答、委員間での協議等を行った。その後、各委員が必要に応じて事前審査の評価を修正し、事務局において集計。公益財団法人千葉市教育振興財団を指定管理予定候補者として選定することを決定した。

6 会議経過：

○司会 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、只今より、令和4年度第2回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、教育委員会総務課長補佐の志賀と申します。どうぞ、よろしく願いいたします

本日は、全委員のご出席がございましたので、会議が成立しております。それでは、

議事に入ります前に、お手元の次第に記載しております一覧により資料の確認をお願いいたします。資料1から資料9までございます。不足などがございましたら、お気づきになった時点で構いませんので、事務局までお知らせください。

それでは、早速ではございますが、会議を開催させていただきます。議事進行につきましては、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第9条第3項の規定により、会長が会務を総理することとなっておりますので、近藤会長、よろしくお願いいたします。

○近藤会長　　まず、第1回指定管理者選定評価委員会の際、事務局より「本会議については非公開としたい」との連絡がありましたが、このことについて、説明をお願いいたします。

○山田総務課長　　総務課長の山田でございます。

本日、ご審議いただく内容が、千葉市情報公開条例第7条第3号アに規定する「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、すなわち、不開示情報にあたりますことから、千葉市情報公開条例第25条ただし書き、及び千葉市情報公開条例施行規則第12条第1項の規定に基づき、会議を非公開としたいと考えます。

○近藤会長　　委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤会長　　ご異議ないものと認め、本日の会議を非公開といたします。それでは、議事に入ります前に、本日のこのあとの流れについて、事務局から説明をお願いいたします。

○山田総務課長　　まず、本日ご審議いただく案件に係る、教育委員会からの諮問書の原本を会長のお手もとに、その写しを、皆様の机上に配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

では、本日の選定にかかる審議の流れについて、説明いたします。本日、選定の審議をしていただく千葉市公民館は、千葉市公民館設置管理条例第14条により、「公民館の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。」となっております、即ち、非公募により指定管理者を選定することとされていることから、申請者である「公益財団法人 千葉市教育振興財団」が管理運営の基準等を満たしているかなど、指定管理者として適切か否か、先ほどお示しした諮問書に基づき審査していただくこととなります。

まず、事務局から、「形式的要件審査」の結果及び事前審査の結果をご説明します。次に、委員の皆様で事前審査の結果についてご審議いただき、最後に、本委員会として、審査結果の確定をお願いいたします。以上でございます。

○近藤会長　　それでは、議事を進行してまいります。議題(1)「千葉市公民館の指定管理予定候補者の選定について」、事務局から説明をお願いします。

○佐々木生涯学習部長　　生涯学習部長の佐々木でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、膨大な資料の確認が必要な事前

審査にご協力いただき、ありがとうございました。

説明に先立ちましてご報告を申し上げます。事前審査と併せてお願いしておりましたが、「各委員の方々と申請者との利害関係及び接触の有無」についてですが、「該当あり」として、ご連絡のあった委員はいらっしゃいませんでした。委員の皆様の中に利害関係者がいないと認められることから、本日は委員の方々全員に審議に参加していただいております。

それでは、資料1「千葉市公民館 指定管理者指定申請 形式的要件審査（第1次審査）結果」と資料5「千葉市公民館 指定管理予定候補者選定基準」をあわせてご覧いただきたいと思っております。

はじめに、資料1ですが、申請資格の審査である第1次審査の結果をまとめた資料でございます。申請者から提出されました各種書類について、資料5「指定管理予定候補者選定基準」3ページの「2 形式的要件審査」「(1) 審査内容」の「ア 申請資格」に従いまして、第1次審査を行った結果、申請された公益財団法人千葉市教育振興財団については、申請資格に適合し、失格とする事由はないことを報告いたします。

また、資料5「指定管理予定候補者選定基準」の同じく3ページの「イ 失格要件」に従いまして、提案書について基礎審査を事務局で実施した結果、「選定要項に定める指定管理料の基準額を超えること」、「提案書等に虚偽又は不正の記載があること」等の要件に該当しませんでした。

以上のことから、申請団体を失格とする事由はないことを報告いたします。

続きまして、資料2「千葉市公民館 指定管理予定候補者選定評価結果集計表」をご覧ください。資料2は、委員の皆様からお送りいただいた事前審査の結果を取りまとめたものでございます。後日公開する際に委員名を推測しづらくするために、各委員の並び順についてはランダムに記載しておりますので、ご了承ください。

それでは、資料2をご覧いただきまして、各委員の皆様の事前審査の結果が間違いなく反映されているかどうかのご確認をお願いいたします。事前審査の結果、「×」及び「保留」となっている項目については、当該部分を着色しておりますので、これらの項目について重点的に審議をお願いいたします。ご審議の結果、評価結果を修正される場合には、お配りしております赤鉛筆でこの紙にご記入いただきますようお願いいたします。また、委員の方々から事前に申請者に確認が必要とされた事項はなく、事務局が行った基礎審査の結果も同様でしたので、申請者へのヒアリングの必要はないものと判断いたしました。以上で、説明を終わります。

○近藤会長 それでは、まず、選定基準における「形式的要件審査」についてですが、事務局で確認したところ、失格とする事由はない旨説明がありましたが、この点について、何かご質問、ご意見などはございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤会長 よろしいでしょうか。続きまして、評価についての審議に入りたいと思っておりますが、最初に、各委員から、提案書に対し、特に評価する点、課題となる点など、全体的な評価をお聞きしたいと思います。各委員からお聞きした後で、

「保留」のある項目などの審議に移りたいと思います。では、全体的な評価について、●●委員からお願いいたします。

- 委員 提案書に対する総合的な評価という事ですけども、主に活動を中心に見た結果、非常に可能性は大きいであろうと考えております。千葉市の管理運営の実施体制などは、これまでの千葉市の指定管理の実績に照らして、綿密に提案がなされているというふうに思いましたが、具体的な活動の展開は、今後ますます実現できるように進められる可能性が大であるというふうに評価させて頂きました。

課題とする点ですが、危機管理体制の防犯カメラの全公民館設置、これは是非とも課題としていただきたいと思いました。それから、生涯学習支援ネットワークづくりは、どんどん進めていただきたいと思った次第です。ですので、課題の所におきました。社会教育法第20条の公民館の施設設置の目的に照らしたかたちで、一つ一つ丁寧に活動を見定めながら、展開をしていただきたいと思っております。

提案書の35ページの今後3年間の取組みですけども、下の行の「公民館文化祭の支援、少年文化祭の支援」とありますが、「少女」が入るのでしょうか。

- 土肥生涯学習振興課長補佐 名称は「少年文化祭の支援」となっていますが、性別を問うものではありません。
- 委員 分かりました。「少女」が入った方が、性別は気を付けた方が良くないかと思えます。イベントの実施等、公民館といいますと市民とその公民館の単位で行われますけれど、市内の公民館、あるいは公民館以外の施設、科学館でありますとか、生涯学習センターとのネットワークづくりを進めて、オンラインを使ったかたちでの学びを広げていかれたら良いと思えます。その代わりに、全体が同じものを見たりすると、公民館47館ありますけれども、公民館の独自性というのが作られにくくなるので、独自性もしっかりと、地域の独自性を出したかたちの活動を行っていただければと思いました。生涯学習支援ネットワークづくりの反面、公民館の地域性も出すような活動をしていくというようなかたちが良いかと思えます。それと危機管理が課題だと思いました。

特に評価する点としては、提案書の「4 施設の効用を最大限発揮するものであること」に関する自主事業の効果的な実施において、以前に比べて視点が開けてきているように、私には感じられたご提案でした。公民館の設置目的を確実に捉えて、利用推進活動が提案されているというのが、特に評価する点だと、私はお見受けいたしました。以上です。

- 委員 私は総じて「○」と評価したのですが、私自身が以前、別の地域で、公民館を運営する側の財団法人の委員をしていた事があったので、複数の公民館のマネジメントというのは、非常に気を使わなければならない一方で、楽しくしないといけないということで、色々大変だという事を承知しております。それを引き続きして下さるといふ財団法人には頭が下がる思いです。

常識的な安全安心を担保したうえで、個性溢れる自由な、ある程度自由度があった方がよろしいかなと思えますけれど、自由な活動を期待したいなという所です。

事前に評価をメールでお送りした時に、質問というかたちでメールをさせていただいたのですが、各公民館の館長の裁量というのが問われてくるかなと思うので、中項目番号2の(2)のところで、室長とか館長の選任方法がどのようになされるのかが、疑問に思いました。

また、2の(4)公民館で働く方の柔軟性かつ能力というものが、公民館運営で重要かなと思いますので、資格助成というものがあつたのですが、どのような資格を助成されているのかが気になりました。

あと、小さなところで2点ありまして、まず、中項目番号4の(1)開館時間及び休館日の考え方のところで、12時から13時までではクローズなのでしょう、それとも交代制なのでしょう。昼の時間がどのようになっているのか気になったところです。

また、4の(6)で、成果指標の数値目標のところ、数値目標、数値目標とどこでも言われていて、良いのか悪いのかよく分からないのですが、参加人数が少なくても意義あるものというのはあると思いますので、数値だけに惑わされないようにしていただきたいなという思いがあります。以上でございます。

○内海生涯学習振興課長　　まず、地域の独自性についてですが、提案書の1ページの下から10行目に、「つどい・まなび・つなぐ場となり、地域活性化に資するよう取り組みます。また、公民館の機能をより一層発揮させるため、それぞれの地域における課題の解決に向けた講座の拡充を通して、その成果が地域に還元され、循環させるサイクルの構築を進められるよう努めます。」と記載がございます。今までですと、社会教育主事が、地域の課題を把握し、各公民館と連携・情報共有して、全公民館で同じようなことが行われていましたが、それにプラスして、地域の独自性を各公民館が的確に捉え、実施していくことを新たに追加しようと考えております。

ご質問のありました執行体制についてですが、千葉市教育振興財団においては、業務経験や職務の適性など考慮し、適性のある方を採用していると把握しております。千葉市教育振興財団から依頼があつた場合には、市職員OBを紹介し、選任されることもあります。

職員の資格助成についてですが、国立教養政策研究所が実施している社会教育主事講習に、公民館職員を参加させるほか、千葉市教育振興財団として、資格取得を目指す職員に対し、通信講座の受講料36万5千円を全額助成しております。助成の対象は、正規職員・非常勤職員を問わず、学びたいという志がある職員には、面接を実施しながら、予算の範囲内となりますが、年間3人程度派遣できるように努めております。

数値目標についてですが、参加人数の部分もありますが、受講を楽しまれることも大事です。一方で、楽しさというものはないかもしれないですが、地域の問題などについて少人数であっても参加して勉強していただくことも大事なことです。そして同じような悩みを持っている人がいらっしゃれば共有することもできますし、地域に戻って、公民館で受講した内容を周りに伝えていただくと、地域にとってもよろしいと考えております。以上でございます。

○委員 私の方は何点か確認したいことがありましたので、資料2に記載のとおり
の結果となっています。全体的にはよくできているような感じがするのですけれ
ども、個別のところでは気になった点がありましたので、その点だけをご説明した
いと思います。

2(3)、提案書11ページの様式第4号です。質問事項が「本施設の管理にあ
たっての、電気・設備、消防、環境衛生、防災等に関する有資格者の配置につい
て基本的な考え方を記述してください。」とあるのですが、こちらに書かれてい
る内容は電気・設備のこと、消防、防災も含まれているかもしれないのですが、
環境衛生についての基本的な考え方というのがこの中には記載されていないの
ではないかという点で私は「×」にしました。特に環境衛生という点で言いますと、
新型コロナの対応等ということもあるかと思えますので、専門家を置く必要があ
るかどうかも含めて基本的な考え方をこちらで記述する必要があると思われまし
たので、その記述がないという点で私は「×」を付けております。私の誤解がある
ようであればご説明いただいたうえで変更は可能ですが、いただいた資料の中
ではこのとおりです。

次に、3(1)の様式第8号です。私が気になったのは21ページの「コ 具
体的な取り組み」の中で、「不特定多数の市民を対象とした政治団体による政治報
告会に類する活動は、政治的中立性の確保と市民の知る権利に配慮しつつ、関係
法令、規則等に抵触しない範囲内での使用を認めます。」というところがありま
して、これが気になったところではあるのですが、実際、不特定多数の方に対す
る政治団体による政治報告会というものが公民館を利用してできるものなのかと
いうのがわからなかったところでして、関係法令等があつてそれに準拠している
というのであればよいのですが、その辺りの知識がなかったということもあり、
保留としてあります。

次に、4(6)の提案書様式第15号、37ページのところですが、公民館の施
設稼働率の目標が52%と出ています。過去の指標の推移などを見てもコロナの
影響などもあります。だいぶ低調であります。その中で、令和7年度ま
での目標だとは思いますが、いきなり52%というのは実績と比べてかなり稼
働率の目標が高いなと感じました。これに対する方策という点で言いますと、こ
こに書いてある内容では具体性に乏しいところがあるのではないかと思います
ので、私は保留としてあります。

次に、4(9)の提案書様式第18号、こちらも似たような話なのですが、43
ページの部分です。次の44ページに先ほどの稼働率52%というのが「(イ)
期待される効果」として書かれているところ、手前の43ページでは予約の運用
を柔軟化するということが書かれているのですが、それで稼働率の52%につな
がるほどの効果があるのか私にはよく分からなかったため保留としてあります。

最後に、5(1)の提案書様式第19-2号、47ページのところですが、これ
は年度評価の際にも人件費のところ当初の計画と比べてだいぶ実績が下回った
ということをご質問させていただきました。今回、「公民館人件費計」の欄を見て
みますと、令和5年度から7年度まで順に、7億7,800万円、7億8,700

万円、7億9,900万円という推移で見積もっていますけれども、令和3年度の実績は7億2,900万円ですので、5,000万円以上増加しているという状況です。こういう計画が前回も同じように出されていたのではないかと思うのですが、コロナの影響等もあるとは思いますがだいぶ人件費は削減されている方向にあって、突然また計画上、実績と比べて5,000万円以上増えている理由が私にはわからなかったもので、これも保留とさせていただきました。私が全体を見て気付いた点は以上です。

- 内海生涯学習振興課長 提案書11ページ、2(3)についてですが、提案書様式は、全庁的に統一の様式としております。

環境衛生についてですが、特定建築物の維持管理が、環境衛生上、適正に行われるよう監督させるために配置する「建築物環境衛生管理技術者」は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、延床面積が3,000㎡以上の特定建築物において、選任の義務がございます。一方、市内の公民館については、全て延床面積が3,000㎡未満となるため、選任は行いません。

コロナ対応についてですが、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に従いまして、市と指定管理者が連携しながら、対応しており、提案書22ページのエに記載をしております。職員はもとより、サークル活動をされている市民のご協力をいただき、今日に至るまで公民館でクラスターを発生させることなく開館を維持しております。

提案書18ページ、関係法令等の遵守についてですが、平成30年12月21日付けの文部科学省からの通知「社会教育法第23条第1項の解釈の周知について(依頼)」において、同項第2号の「公民館が「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」の禁止」についての解釈に触れております。その解釈の中で、「公民館の政治的中立性を確保するために設けられたものであり、例えば特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない」と示されております。本市においても、社会教育委員会議において審議を重ねた結果、政治的利用を認めており、政治への市民参加や教養の向上が図れるものと考えております。なお、特定の政党や候補者の利害に繋がらないよう、申請時におきましては利用目的の聴取を行うなど、千葉市教育振興財団と密に連絡調整し、厳格に運用しております。

提案書36～37ページの成果指標についてですが、施設の老朽化に対して、日常清掃、点検業務に十分力を入れたうえで、優先的に修繕対応に予算を振り分け、積極的に対応した結果、指定管理制度の導入前と比較して学習環境の改善がある程度進めることができました。令和元年度の例えばコロナ前である10月、11月に、施設稼働率が51%を2か月連続で達成しております。新型コロナウイルス感染症拡大以降、利用制限が長期間続いたことなどにより、利用するクラブサークルの減少が進んでしまい、施設稼働率は大きく落ち込み、数値目標の達成はできませんでした。引き続き、公民館と地域のコーディネーターである社会

教育主事による魅力的な講座の開催をきっかけに、新規クラブサークル設立に繋げていくことや、施設利用の柔軟な対応により、改めて施設稼働率の向上に努めてまいります。令和3年度は、講座終了後、もっと学び続けたい方を集めて、新たに16のサークルが設立されました。

提案書45ページ、人件費についてですが、常勤職員の定期昇給や、嘱託職員・非常勤職員の賃金上昇率を加味したことによる人件費の増加や、令和4年10月から社会保険適用範囲の拡大に伴う福利厚生費の増加などが主な理由でございます。説明は以上でございます。

- 委員 提案書については、選定の基準に則った内容になっていて、これまで委員の皆様がおっしゃったとおり、特段問題があるようなところはないのかなというのが総合的な意見です。

個別のところでは、4(6)の成果指標のところ、コロナ禍になってからオンラインの講座を行うようになりましたが、最終年度に100講座を開催することが目標となっています。提案書にもその内容のとおり書かれていますが、令和5年度、6年度も目標に近づけるように、設備は整っているでしょうから、講座の数を増やすことは努力すればできるのかなと思いますので、最終年度ということだけではなくて早い時期に達成していただければいいのかなと思います。

- 近藤会長 全体的な評価としては、最初の頃よりは努力をされて、色々なことをして評価できるところです。

今回は特に5年間ではなく3年間という短いスパンになるので、その中での具体的な提案としては良いのではないかと思います、全項目「○」の評価をさせていただきました。

ただ、その中で、他の委員からも質問がありましたが、オンライン講座のところ、昨年度は46講座ですが、それがいきなり3年間で100講座まで増やすとなると、1年間に換算すると20講座ずつくらいは増やしていかなければならないということになります。各公民館での内容は違うのかもしれませんが、もう少し具体的な提案があるとよかったですかなと思いますが、オンラインを使ってという数値目標に対しては実施していただけるのだろう、大丈夫なのだろうとは思いました。

次に、4の「(3) 施設の利用促進の方策」ということで、デジタルサイネージの活用というものがあります。今、区役所などにもすべて配置されており、先日区役所に行った際に内容を見て来たのですけれども、そこでやっていたのは神谷市長と千葉市出身の小島よしおさんが対談をしているものでした。ある公民館の運営委員から、デジタルサイネージを利用して、各公民館で独自で発表会や文化祭をやっていますが、そういった内容等を制作して流すことは可能かという質問があったのですが、これに関してはいかがでしょうか。管理は市で行っているのでしょうか。

- 土肥生涯学習振興課長補佐 デジタルサイネージについてですが、モニター等は現場で用意してもらっていますが、施設やシステムは市で用意しています。文化祭で歌や演劇をしている様子を撮影等して流すということは方法論としては可能

なのですが、特に演劇などの場合に著作権の問題が出てくることがあります。自分たちで作ったものを演じるのであれば問題ないのですけれども、できあがった物語をベースに台本を作って演じるようなものだとすると著作権の許可の問題があって、映像として流せないというケースもあります。ものによってケースバイケースではあるのですが、方法論としては可能です。

- 近藤会長　私が運営委員の方から質問を受けたのは、サークルをやっている状態を映したりとか、発表会で展示した作品を映したりとか、「こういうことをこの公民館ではやっていますよ」というものを流したいということです。ただ単に公民館に行ってもどういったサークルがあるのかは全然わかりませんので、そういう中でここではこういうサークルがあるよというPRを行うとか、あとは地域性、都市部と農村部などの違い等によって公民館ごとに内容が違ってきたりすることもありますので、市で一律で公民館のサークルを募集しますというような内容だけを流しているのであれば、活用の方法としては低いかなと感じました。そういったものを各公民館で活用して放映するというのは、地域の方に知っていただくという点ではよろしいのではないかと思ったので、この質問をさせていただいたところです。

それから、4の「(5)施設の事業の効果的な実施」というところで、子どもの居場所づくりということがあったのですが、今現在公民館は9時から17時までの時間で開館しているのですが、子どもたちが学校等に通っていると、17時で終わってしまうということになるとなかなか居場所という形にはならないのではないかなという部分で少し疑問です。もし居場所づくりということにするのであれば、17時までではなくて何時まで受け入れてくれるのか、低学年の子どもは早く帰ってきますが、中学年以上になってくると16時とかそのくらいに帰ってくる子どもも多いですし、学校の通り道に必ずしも公民館があるわけではないので、公民館で居場所づくりをやっていたらいいのであればもう少し具体的な形で、時間を延長して子どもたちを何時くらいまで受け入れてくれるのか質問したいと思います。

- 内海生涯学習振興課長　各公民館とも、空き室を利用して自習室という運用を行っています。その中には小学生や中学生もいらっしゃるのですが、どうしても帰宅時の安全を確保するというのを考慮して17時までということにしております。では17時以降は使えないのかと言いますと、高校生や大学生の方に21時まで、希望があれば使えるような形で行っております。実際に延長している公民館ですと、地域の特性によるのですが、幕張公民館、幸町公民館及び打瀬公民館につきましては、17時から21時くらいまで、高校生、大学生を対象として開放しております。ただ、小さいお子様は、よく17時になると「暗くなりましたので帰りましょう」という放送が流れますが、そこまでということにさせていただいております。これはあくまでもお子さんの安全のためでございます。

- 近藤会長　わかりました。具体的にそのようなところも書いておいていただいたり提案していただけるともっとわかりやすかったかなと思います。

次に、4(9)の提案書様式第18号、貸出業務に関する考え方のところ、施設

の予約についてです。私の知り合いから「所属するサークルでオンラインが使える人がいない」という話を受けオンライン予約を私が代わってやろうとしたところ、すでに予約で一杯だったのですが、直接公民館に伺って予約が取れるか確認すると「大丈夫ですよ」と言われそこですぐに予約が取れたことがありました。以前にも他で質問させていただいたと思うのですが、抽選なのか先着順なのかという基本的な部分がとてもわかりにくいところがあるので、皆さんが公平に使えるような形で、もう少し予約の仕方を具体的に、しっかりと伝えるようにお知らせをしていただけるといいなと思います、質問させていただきたいと思います。そこについてはいかがでしょうか。

○内海生涯学習振興課長 各公民館で登録されている団体につきましては、月2回予約を取ることができ、基本的には抽選という形にしております。抽選が終わり、まだ空いているとなると、そこからは先着順となります。先着順のスタートの日は、パソコンの場合は10時から予約開始で、窓口の場合は9時30分から予約開始としています。これはパソコンでは各々が端末の操作で行えるのに対し、窓口では書類を書いたりして並ぶということで予約を取るのに時間が必要であることを考慮して30分早くしているものでございます。その一方、窓口の予約が朝早い時間から並ぶことにならないように、例えば9時30分にきていただき抽選で順番を決めてから予約を開始するという対応などをとっております。

○近藤会長 わかりました。その辺りがはっきりわからなかったので質問させていただきました。全体的にはきちんとした形で良かったのではと思いましたが、すべて「○」で評価させていただきました。

次に、事前審査で「×」及び「保留」の評価のあった項目について、理由を伺い、審議したいと思います。

○委員 基本的な前提なのですが、回答は教育振興財団が行ったという理解でよろしいでしょうか。

○内海生涯学習振興課長 はい。

○委員 わかりました。上から順に申し上げます。

2(3)のところですが、説明があったので理解できましたが、基本的にそうであればその点を本来は書くべきかなと思っています。最終的に「○」にしたいと思いますが、問いかけに対する回答がないということはそもそも提案として「×」だと思いますので、こういうことをしっかり書くべきだと思います。定型の質問項目になっているからというだけで「関係ないから書かない」という発想ではないと思います。「今回の場合はこういう技術者は必要ない」ということをしっかり書かないと提案にならないと思いますので、次回以降ぜひ気を付けていただきたいと思います。そういうことで、ここは私は「○」にしたいと思います。

次に、3(1)ですが、こちらにも説明を聞いて理解できましたので「○」にしたいと思います。この点については政治的中立性というのが大事だと思います。財団と政治団体との事前の確認ですとか、その点が非常に大事になってくるかと思うので、実際に行われるということであれば、その点についても中立であるという

ことを確認しているということは、ぜひ市としてもチェックしていただきたいと思います。その点だけ申し上げて「○」にしたいと思います。

次に、4（6）と4（9）ですが、これはだいたい同じような内容になりますけれども、ここの回答にあるようなことを進めることによって、稼働率を向上させるということで理解できましたので、欲を言えば提案書にこの辺りのところを記載していただければ第三者からすると「そういうところも含めたうえで稼働率を向上させていくのだな」というところが見えてきますので、その点については次回以降提案する際には工夫をお願いしたいと思います。したがって4（6）と4（9）の両方とも「○」にしたいと思います。

最後に、5（1）ですけれども、こちら資料に説明があるのですが、このような理由があるということで人件費が5,000万円ほど増えるということは理解しましたが、これも蓋を開けてみると、実績が下回ってしまうという可能性もありますので、期間が終了したときの評価の際にぜひ人件費が大きくずれていないかどうかをよく見ていただきたいと思います。それに期待することで今回は「○」にしたいと思います。

ということで、私も「×」や「保留」としていたところはひとつおき全部「○」という形にしたいと思います。

○近藤会長　それでは、「○」と評価した項目を含め、その他にご意見・ご質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいでしょうか。以上で、審議は終了といたします。

それでは、ただいまの審議の結果を踏まえて、評価の修正がある場合には、赤鉛筆で「資料2 選定評価結果集計票」に修正をしていただきたいと思います。

これから、評価を修正するための時間をとりたいと思いますので、評価の修正が終わりましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、ここで、集計票の修正を事務局でとりまとめている間、10分間の休憩をとりたいと思います。

今、2時53分ですので、3時3分から再開したいと思います。

〔10分間休憩〕

○近藤会長　それでは、議事を再開いたします。まず、委員の皆様、修正後の評価が集計表に正しく反映されているか確認をお願いしたいと思います。何か間違いなどはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤会長　よろしいでしょうか。

修正後の評価は、全て「○」となっておりますので、本委員会における「千葉市公民館」の指定管理予定候補者の選定結果は、集計結果のとおりとし、公益財団法人千葉市教育振興財団を指定管理予定候補者として選定することといたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤会長　ご異議ないものと認めます。

続きまして、諮問に対する答申についてですが、ただ今審議した選定結果や委員からありました意見などを、答申案として事務局にまとめていただきたいと思います。

私からの提案ですが、今回の審議に基づく答申について、事務局から答申案を送っていただき、委員の皆様のご意見をお聞きした上で、事務局が修正したものを私が承認し、本委員会の答申として決定とすることにはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤会長　ご異議ないものと認めます。

それでは、事務局がまとめた答申案について、委員の皆様から個別にご意見をお聞きした上で、修正を加えたものを私が承認して、本委員会の答申として決定とすることといたします。

次に、「その他」ですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤会長　よろしいでしょうか。

私からの質問ですが、今回の選定結果の反映と、来年度につきましては、スケジュールは概ねどのようになっているでしょうか。

○山田総務課長　今後のスケジュールについて、ご説明します。

まず、今回の選定結果に基づき、会長のご承認をいただき確定した答申を教育委員会にご提出いただきます。その後は市としての手続きを進めてまいります。手続きとしましては、答申をいただいた後、選定結果を申請者に通知し、協定締結に向けた協議に入ります。協議がまとまれば、申請者と仮協定を締結し、選定結果を公表します。現時点では、公表は11月下旬を予定しております。その後、例年ですと11月末頃に開会する市議会に、指定管理者の指定に関する議案を提出いたします。市議会での議決を得られれば、正式に指定管理者として指定し、協定を締結することとなります。今回の選定結果の反映につきましては、以上でございます。

来年度につきましては、7月頃に指定管理者の施設の管理状況を評価していただくための会議を開催できればと考えております。評価の対象となる施設は、「千葉市公民館」、「千葉市生涯学習センター」及び「千葉市科学館」です。以上でございます。

○近藤会長　今のご説明に、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤会長　よろしいでしょうか。

皆様のご協力によりまして、本日の議事は、すべて終了しました。無事、審議を終了することができ、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

○司会　長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第2回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会を開会いたします。委員の皆様、本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

た。

問合せ先 千葉市教育委員会事務局教育総務部総務課

TEL 043(245)5903

FAX 043(245)5990